

課税額に対する就学支援金及び授業料減免の額

授業料 26,400 円

㊦ここでいう課税額とは、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算した額の父母合計額

課税額		①	②	③	④
		非課税～257,500円未満	257,500円以上～ 292,500円未満	292,500円以上～ 507,000円未満	507,000円以上
年収目安 家族構成により異なる		590万円未満	590万円以上～ 640万円未満	640万円以上～ 910万円未満	910万円以上
A	就学支援金	26,400 円	9,900 円	9,900 円	0 円
B	授業料減免	0 円	7,700 円	0 円	0 円
A+B	給付月額 (自費分)	26,400 円 (0 円)	17,600 円 (8,800円)	9,900 円 (16,500円)	0 円 (26,400円)
(A+B)×12	給付年額	316,800 円	211,200 円	118,800 円	0 円